

REC

AV出演被害防止救済法

Q&A全68問

Q&A

■ AV出演被害防止に関する各党実務者会合
■ 元法務大臣・衆議院議員 山下貴司 監修

■ A5判 ■ 並製 ■ 224頁

定価 2,750 円 (本体 2,500 円 + 税10%)

ISBN978-4-8037-0728-1 C3032

本書のポイント

立案者による、詳細でわかりやすい解説書！

超党派の議員立法である本法の起草者が中心となり、本法制定の背景・経緯、各条文の意義、ポイント等について、わかりやすく解説！

被害防止・救済に役立つ！ やさしいQ&Aの逐条解説。

様々な観点から想定される疑問に、やさしく答える逐条解説！ 法律の専門家でなくとも理解しやすい表現・内容で、AV出演被害防止・救済に役立つ一冊。

豊富な資料や図表で読みやすく、知識の深掘りもできる！

本法の立案時の資料のほか、制定後の周知・解説用の図表等も掲載！ 見た目にも読みやすく、本法をより深く知るのに役立つ。

内容見本

1 法律制定の経緯

このような深刻なAV出演被害の防止と被害者の救済については、野党を通じて、政府が取り組まなければならない大きな課題であるとの認識が広まってきました。

例えば、自民党では、一つの性被害も許さない「性暴力のない社会の実現を目指す議員連盟」(ワン・フォー・ワン)にAV出演被害対策を考えるプロジェクトチームを、公明党においても、AV出演被害は差別な人権侵害であるとの認識からAV出演被害対策プロジェクトチームを、それぞれ設置し、年齢や性別を問わず発生するAV出演被害の防止について、現行法による対応の限界と新たな...



【コラム】連行前に強制出演されたAVについて、連行後に差止め請求が認められた例

AV出演被害の防止に取り組む民間団体からは、法執行機関が月定、本法第15条の差止め請求の行使であることを提示して、取返事業に対し、オンライン上で提供されているAVの提供停止を促すよう請求したところ、差止め請求が受け付けられなかったり、対応が遅れたりする事例があると報告されています。これらの事実は、連行前にAVの提供が止まらなかったとの懸念が醸成できない懸念のケース、いかなる賠償請求のケースだったこととです。また、差止めは、連行に比べて対応事業者より短期間で実現しやすくなったと指摘されています。

これらの指摘があるように、本法の差止め請求に係る措置(第15条)は、連行前に提供されたAVの提供が止められなかった場合に適用される(連行前に提供されたAVの提供が止められなかったこと)こととなり、AVの提供が止まらなかった場合、本法第15条の差止め請求を行使し、賠償を請求することになります。このように、連行前に提供されたAVの提供が止まらなかったことにより、賠償を請求することになります。

【政府のAV出演被害防止・救済法の特設ページ】



第6条 AV出演被害等の交付等義務

(AV出演被害等の交付等義務)
第六條 制作公表者は、被害者との間で出演契約を締結したときは、速やかに、当該出演者に対し、出演契約事項が記載された記録された出演契約書を交付し、又は提供しなければならない。

Q 31

制作公表者に出演契約書の交付等の義務を課したのはなぜですか。

出演契約書の交付等義務は、契約内容として法律上規定することが定められている事項や当事者間で合意された内容については、もちろん書面に記載させ、出演者に交付することを義務付けるものです。これにより、出演者が、契約の内容を正確に把握できることにより、出演契約の締結に必要となる事項を、即日か速目に交付できることが期待できようし、特別な事情があっても遅延を招くことはないと考えられます。



第1編 AV出演被害防止・救済法の制定経緯とポイント

第1章 AV出演被害防止・救済法制定の経緯

- 1 AV出演被害の実態
- 2 AV出演契約の実態
- 3 法律制定前の政府における取組
- 4 検挙・裁判事例等
- 5 法律制定の経緯
- 6 法律制定後の政府の取組

第2章 AV出演被害防止・救済法の主なポイント

- 1 主なポイント
AV出演被害防止・救済法 概要

第2編 AV出演被害防止・救済法Q&A

第1章 総 則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 実施及び解釈の基本原則

第2章 出演契約等に関する特則

- 第1節 締結に関する特則
 - 第4条 出演契約
 - 第5条 出演契約に係る説明義務
 - 第6条 出演契約書等の交付等義務
- 第2節 履行等に関する特則
 - 第7条 性行為映像制作物の撮影
 - 第8条 撮影された映像の確認
 - 第9条 性行為映像制作物の公表の制限
- 第3節 無効、取消し及び解除等に関する特則
 - 第10条 出演契約等の条項の無効
 - 第11条 出演契約の取消し
 - 第12条 出演契約の法定義務違反による解除
 - 第13条 出演契約の任意解除等
 - 第14条 解除の効果

- 第4節 差止請求権
 - 第15条
- 第3章 プロバイダ責任制限法の特例
 - 第16条
- 第4章 相談体制の整備等
 - 第17条 相談体制の整備
 - 第18条 その他の支援措置等
 - 第19条 被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発
- 第5章 罰 則
 - 第20条
 - 第21条
 - 第22条
- 第6章 附 則
 - 附則第1条 施行期日
 - 附則第2条 経過措置
 - 附則第3条
 - 附則第4条 検討
 - 附則第5条 調整規定
 - 附則第6条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正

資 料 編

- 資料1
- 資料2 AV出演被害防止に関する各党実務者会合「AV出演被害防止・救済法案」について
- 資料3
- 資料4 内閣府男女共同参画局 各種様式
- 資料5 AV出演被害防止・救済法 概要

- 【コラム：出演料の実態】
 【コラム：AV出演被害が問題となった刑事事件・民事事件】
 【コラム：法施行前に制作公表されたAVについて、法施行後に差止請求が認められた例】
 【コラム：出演者が削除請求を行う場合の流れ】

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* AV 出演被害防止・救済法 Q&A

合 計 _____ 部

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		

ご担当者名 _____ (TEL: _____)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。

係 名	氏 名

係 名	氏 名

利用目的 当社は本申し込みにより収集した個人情報について、商品発送やサービス実施とご案内、お問合せへの回答に利用いたします。**第三者提供** 当社は法令に基づく場合、本人の同意がある場合を除いて個人データを第三者へ提供することはありません。**開示請求** ご本人確認の上で、開示・訂正・削除・利用停止の対応をいたします。詳細については、当社窓口よりご連絡ください (<https://tachibanashobo.co.jp/help/privacy>)。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
 TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibanashobo.co.jp>